

熊本県立小国高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめほどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

小国高等学校いじめ防止基本方針は、法で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを主旨とする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを主旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 組織の設置等

- (1) 小国高等学校（以下、「本校」という。）は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合、熊本県教育委員会と相談し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を設置する。

3 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、県、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定める。

また、この基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

本校の基本方針に沿った対策の実現のためには、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、本校の基本方針の記載内容についても、実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。また、いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものではない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で

相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を校内に設置する「いじめ防止等対策委員会」へ情報提供する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、熊本県教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）を参照」）

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから生徒を救うためには、大人も生徒も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服の

ためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。

本校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応する。

このため、本校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、未然防止の観点から全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりを行う。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域社会に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応を行う。わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることに努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制の整備を行う。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるもので

はなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が必要であり、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築する。

その上で、小国警察署管内学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、又は、地方法務局等、本校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりする。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

いじめの防止等のために本校が実施する施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあたっては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側生徒が我慢すべき」、「被害生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはならない。全ての教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応する。

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教職員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、本校は「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

なお、「いじめ防止等対策委員会」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「いじめ防止等対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な組織であり、具体的には、次に掲げる役割を担う。

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

(エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

ウ 小国高校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 小国高校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

(イ) 小国高校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する

(ウ) 小国高校いじめ防止基本方針が学校の現状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、小国高校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)を行う

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「いじめ防止等対策委員会」は生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。また、いじめの早期発見のために、「いじめ防止等対策委員会」は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口である。

さらに、生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、生徒が「いじめ防止等対策委員会」の存在、その活動内容について、具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。

「いじめ防止等対策委員会」は、本校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行う。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない、「いじめ防止等対策委員会」が情報の収集と記録、共有化を行う役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て「いじめ防止等対策委員会」へ報告・相談する。加えて、「いじめ防止等対策委員会」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

なお、「いじめ防止等対策委員会」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「いじめ防止等対策委員会」内に最低1名置く。

本校は、小国高校いじめ防止基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものでなく、気づきを共有して、早期対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、「いじめ防止等対策委員会」は、小国高校いじめ防止基本方針の策定やその見直し、本校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割を持つ。

「いじめ防止等対策委員会」は、

校長、教頭、各学年主任、生徒指導主事（情報集約担当者）、人権教育主任・生徒支援教員、養護教諭、該当生徒担任、外部専門委員（本校スクールカウンセラー）を構成員とする。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

本校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、小国高校いじめ防止基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものである。

また、本校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努める。

ア いじめの防止

(ア) いじめはどの生徒にも起こりうることから、全ての生徒を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (イ) 生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。
- (ウ) 生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。そのため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え生徒相互のよさや可能性を認め合い、生徒一人一人の人権が尊重される人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践を行う。

- (エ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (オ) 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- (カ) 生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止させていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、生徒の発達段階に応じて、指導していく。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）（再掲）
- (キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、生徒個々の行動に反映するための取り組みを進める。いじめの被害者及び加害者となった生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けるとともに、相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成しながら、被害生徒及び加害生徒の人権について、生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、生徒の発達段階に応じて設ける。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わり、生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応し、いじめの早期かつ的確に発見と認知に努める。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気づく感受性」を磨き、日頃から生徒の見守り注力するとともに、信頼関係を構築するなど生徒の変化や危険信号を見逃さないように努める。

併せて、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り

組む。その際、生徒と向き合う時間の確保に努める。

- (イ) スクールカウンセラー等の活用については、関係職員との情報共有の仕組みを整えらるとともに、生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する。
- (ウ) アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要することを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底する。
- (エ) 生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を学級活動やLHR等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを生徒に考えさせる機会をもつ。

ウ いじめに対する措置

- (ア) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。」としている。本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行うことでいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整える。
- (イ) 各教職員は、小国高校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (ウ) 「いじめ防止等対策委員会」において、情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- (エ) いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (オ) 必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請し、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から、理解を深めておく。
- (カ) 本校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用し、情報モラルに対する教育を充実させる。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の時間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、熊本県教育委員会又は「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設置するものとする。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、本校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。従って、「いじめ防止等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、着実に実行する。

いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

また、日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、マニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確化した組織体制を整備し、教職員間で共有する。さらに、「いじめ防止等対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検する。

第3 重大事態への対処

1 県教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会と相談し、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

本校は重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、県教育委員会が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施する。

また、本校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、県教育委

員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

(ア) 県教育委員会が調査主体になる場合

県立学校における調査について、県教育委員会が調査主体となつて行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 本校が調査主体になる場合

「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。

なお、「いじめ防止等対策委員会」による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

- a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- b いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処を同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮するなど。）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、県教育委員会の指導の下、関係機関とのより適切な連携を図った上で、対応に当たる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等の方法で調査を行う。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、県教育委員会の積極的な支援を求める。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

さらに、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

情報の提供に当たっては、県教育委員会又は本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

第4 いじめの防止等のための対策の年間計画

1 年間の取組についての検証を行う時期

月	ねらい	取組
3月	情報収集 分析 課題設定	<ul style="list-style-type: none"> 本校生の課題となる事象について、基礎的な資料を収集する。 生徒の実態を把握するため、2月に実施した質問紙調査の結果に基づいて話し合いを行い、学年ごとの重点課題を明らかにする。
4月	目標設定 年間計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 前年度明らかになった各学年ごとの重点課題を踏まえ、学校教育目標、学年教育目標を設定する。 予定されている年間計画の中から、学校教育目標、学年教育目標の達成に活かせるような行事や学習等の教育活動を重点活動として選ぶなど1年間を見通した取組計画を立てる。
5月	計画実施	<ul style="list-style-type: none"> 計画に従って実践を行う。
6月		<ul style="list-style-type: none"> 重点活動については、指導記録、生徒等の感想文等を収集する。
7月		<ul style="list-style-type: none"> 3月に実施したものと同一（相当の）調査票を用いた調査を実施する。
8月	評価	<ul style="list-style-type: none"> 7月に実施した調査結果に基づき、学年ごとの1学期間の取組を評価する。 9月以降の課題・目標・計画を、必要に応じて修正する。
9月	計画実施	<ul style="list-style-type: none"> 修正された計画に従って実践を行う。
10月		<ul style="list-style-type: none"> 重点活動については、指導案や指導記録、生徒等の感想を収集する。
11月		
12月	評価	<ul style="list-style-type: none"> 「心のアンケート」を実施する。実施したアンケートに基づき、学年ごとの2学期の取組を評価する。 1月以降の課題・目標・計画を、必要に応じて修正する。
1月	計画実施	<ul style="list-style-type: none"> 修正された計画に従って実践を行う。
2月	評価	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向けて本校生の課題となる事象について、基礎的な資料を収集する。 生徒の実態を把握するため、質問紙調査を実施する。 年度末の反省を行い、次年度の取組に生かす。

2 取組の評価、いじめ防止等対策委員会の会議、校内研修会等の実施時期

取組の評価については、各学期に一度、取組評価アンケートを行う。第1回を6月末に、第2回を11月末に、第3回を2月末に実施する。その際、各学期の期末考査の日程等を鑑み、最適な実施日を決定する。

アンケートの集計は、集計が済み次第早期に行い、その後「いじめ防止等対策委員会」を開催する。アンケート結果の分析報告や進捗状況の確認、今後の取組の方向性についての検討等を行う。また、その検討の結果については、職員会議や校内研修会等で全ての教職員に報告する。

第1回（取組評価）	6月末	（集計）	7月	（会議）	8月	（校内研修）	8月末
第2回（取組評価）	11月末	（集計）	12月	（会議）	12月	（校内研修）	1月
第3回（取組評価）	2月末	（集計）	3月	（会議）	3月	（校内研修）	3月末

第5 いじめに対する措置

1 発見されたいじめ事案への対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害

生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、初期の段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

本校や県教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、小国警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小国警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

併せて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(2) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専

門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本校においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

いじめ問題への早期発見・事案対処マニュアル

熊本県立小国高等学校



